

Q & A

問1 社会保険等とは何か。

⇒健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。

問2 どのような場合でも、元請業者と社会保険等未加入の下請業者との契約が禁止されるのか。

⇒下請契約を制限するものではありませんが、社会保険等に未加入の一次下請業者と下請契約をした場合に、市は元請業者に対して、当該下請業者と下請契約を締結した具体的な理由書や当該下請業者が社会保険等に参加したことがわかる書類の提出を求めます。

問2-2「特別の事情」と認められるのは、具体的にどのような場合か。

⇒特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合です。

以下の場合、「特別の事情」に該当しません。

- ・長年の元請下請関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合（災害復旧等による迅速な施工を求める工事の場合は除く）
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

問3 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務基準はどこで確認できるのか。

⇒健康保険及び厚生年金保険は年金事務所、雇用保険は公共職業安定所で確認できます。

問4 社会保険等に未加入の下請業者は、どのように扱われるのか。

⇒一次下請業者においては、元請業者から下請契約を締結した具体的な理由書が提出されない場合、下請契約に関する具体的な理由が特別な事情を有しないと認められた場合及び元請業者から当該下請業者が社会保険等に参加したことを確認できる書類が提出されない場合に、社会保険担当機関に当該業者に関する事項を通報します。二次以下の下請業者においては、これまでと同様に元請業者から加入指導を受けることになります。

問5 社会保険等に参加したことをどのように確認するのか。

⇒健康保険及び厚生年金保険は、年金事務所が発行する「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」の写し等、雇用保険は、公共職業安定所が発行する「雇用保険適用事業所設置届出事業主控」の写し等で確認します。

問6 元請業者にどのようなペナルティーが課せられるのか。

⇒今のところペナルティーは課しませんが、平成29年4月以降の発注工事から、社会保険等に未加入の一次下請業者と下請契約を締結をした場合は、指名停止を検討します。ただし、特別な事情を有すると認められる場合は、この限りではありません。

問7 社会保険等の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。

⇒個人事業主・一人親方等の社会保険等の適用除外となる建設業者は、社会保険等の加入義務がないことから、排除されることはありません（※詳細な要件については、年金事務所又は公共職業安定所等にお問い合わせください。）。

問8 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

⇒この取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に参加していることを確認するものです。なお、個々の労働者でも各保険に参加義務がある場合には、適切に参加させる必要があることに十分留意してください。